

1 ◎今回の目標は？

2

3

4

5 ◎法的三段論法について

6 ・法的三段論法とは？

7

8 () に () をあてはめて結論を出す手法

9

10 ・大前提とは？

11

12

13 ・小前提とは？

14

15

16 ◎法的争いの土俵に乗ることについて

17 ・レクチャーでは憲法 76 条 3 項を挙げていた。どういう文脈で挙げていた？

18

19

20

21 ・どうしたら、門前払いされることなく、法的争いの土俵に乗れるのだろうか？

22

23

24

25

26 ◎土俵に乗るためのスキルである、法解釈について。

27 ・警職法 2 条 1 項「停止させる」の「させる」は、辞書的にはどういう意味？

28

29

30

31 ・「させる」という言葉だけで、目的達成のために何がどこまでできるのか、明らか？

32

33

34 ・小学校の先生が「勉強させてください」と述べたエピソードを取り上げた。このエピソードによって何を言おうとしていたのか説明してみよう。

35

36

37

38

39

40

41

42

43 ・肩に手をかけるのを違法としたい場合、①警職法 2 条 1 項「停止させて」を例えばどう解釈するか述べなさい。②その解釈に基づき、法的三段論法により、違法という結論に至るまでの流れを文章で書いてみよう。

44

45

46

47

48

49

50

1 ・肩に手をかけるのを適法としたい場合、①警職法2条1項「停止させて」を例えばどう
2 解釈するか述べなさい。②その解釈に基づき、法的三段論法により、適法という結論に
3 至るまでの流れを文章で書いてみよう。

4
5
6
7
8
9 ・土俵に乗った後、勝敗は何により決せられる？

10
11
12
13 ◎法的意見表明の基本型に関する説明を要約してみよう。

14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45 ◎今回のレクチャーはいかがでしたか？ ココ↓に、自由に感想を書いてみてください。